

基本構想

将来像 “「丹波篠山」だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来”

基本方針 多様で複層的なコミュニティづくり
チャレンジと支え合いの土壌づくり
環境との共生と経済が循環する暮らしづくり



人口の見通し

人口減少は日本全体で問題（平成20年をピークに減少局面）となっており、若者や女性が地方から都会へ転出する傾向（進学や就職、アンコンシャス・バイアス※等）にあります。丹波篠山市では、5年が経過して推計値の減少の傾斜はわずかに改善したものの、人口は減少し続ける見込みです。 ※無意識の思い込み

国立社会保障・人口問題研究所 R12年の将来人口推計
(H27国勢調査) 35,292人 → (R2国勢調査) 35,392人

財政の見通し

実質公債費比率は、起債発行に際して県の許可が必要な18%を下回る15.4%（R5年度決算）となりました。しかし、人事院勧告による給与制度の大幅改定による人件費増や物価高騰による物件費の増により、財政は厳しい状況です。引き続き財政の健全化に努める必要があります。



丹波篠山市を取り巻く環境の変化

- **人口減少社会の加速**
年少人口・生産年齢人口が低下し、高齢化率は令和4(2022)年度末で35%を超えています。
- **物価の高騰と賃金**
丹波篠山のさまざまな資源を磨き上げ、生産現場の効率化や付加価値化を図る必要があります。
- **生活環境の変化**
複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な福祉支援体制の構築が必要です。また、少子高齢化の進展や定年延長の影響などによる担い手の課題があります。
- **地方への注目の高まり**
丹波篠山市に関心のある人たちが組織が活動しやすい環境を整備することで、さらに若者や女性に“選ばれるまち”になる必要があります。
- **丹波篠山の農業・地域ブランドを未来へ**
農業者の高齢化と減少が進み、伝統的な技術や知恵の継承、農地の維持管理、地域ブランドの持続などに大きな課題を抱えています。
- **予断を許さない財政状況、厳しさの増す財政状況**
物価高騰や人件費の大幅な上昇に伴う経常経費の増加により、経常収支比率が高い水準で推移するとともに財政調整基金残高は減少傾向にあります。



丹波篠山市総合計画審議会
中塚雅也会長

令和6年12月から、7回の審議を経て答申した後期基本計画。前期基本計画の方向性を踏襲しながらも、丹波篠山国際博のレガシーを次世代へつないでいくため、「日本の美しい農村、未来へ」の理念を各施策に取り入れています。

これまでの農村の環境や暮らし、培われてきた知恵や伝統文化などを単に引き継ぐだけではなく、新しい形の丹波篠山を創造し、今後のわが国の農村をリードしていくような指針としています。



これからの丹波篠山をどのようにつくっていくのか、その方向性を描いた、まちづくりの指針となる総合計画。計7回の審議を経て、「第3次丹波篠山市総合計画後期基本計画」が審議会から答申され、12月19日に師走会議で可決されました。ここでは総合計画の概要についてお知らせします。
問い合わせ 創造都市課 ☎552-5106

第3次丹波篠山市 総合計画後期基本計画を策定

第3次丹波篠山市総合計画の構成

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本構想	基本構想（令和3～12年度）									
基本計画	前期基本計画（令和3～7年度）					後期基本計画（令和8～12年度）				

市では、「第3次丹波篠山市総合計画」を令和3年度から令和12年度までの10カ年計画として策定しています。今回、前期基本計画が令和7年度末で終了することから、令和8年度を初年度とする後期基本計画を策定しました。総合計画の策定については、令和6年12月に総合計画審議会に対し、酒井市長から諮問し、専門部会を含め計7回にわたって審議をいただきました。審議会では、前期基本計画期間の5年間を振り返るなかで、社会情勢やコロナ禍を経たライフスタイルの変化を踏まえ、「丹波篠山市を取り巻く環境の変化」についての記載を加えました。また、丹波篠山国際博のテーマである「日本の美しい農村、未来へ」の考え方に留意しながら、シンボルプロジェクトについて整理し、施策などがどのようなものであるかをストーリーとして示すなどの検討を重ねてきました。そして、令和7年9月8日には、中塚雅也審議会会長から酒井市長へ答申されました。

その答申に基づき、市では計画(案)を作成し、パブリックコメントを募集しました。また、市議会からの申し入れ内容などを踏まえ、労働生産性やデジタル技術の活用などについて追記し、計画案を取りまとめました。その後、12月19日に市議会での議決を経て、総合計画を策定しました。

林野火災注意報・ 林野火災警報の運用が、 令和8年1月1日から 開始されました

1 林野火災注意報・警報

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、火災予防条例に定める発令区域での「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、発令地区での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

3 林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令します。

5 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制

火災予防条例第29条の規定による「火の使用の制限」がかかります。

- ①山林、原野などにおいて火入れをしないこと
- ②煙火を消費しないこと
- ③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと
- ④屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤山林、原野などの場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- ⑥残火(たばこの吸い殻を含む)、取灰または火粉を始末すること

7 林野火災注意報・警報発令状況の周知および広報

林野火災注意報・警報が発令された場合は、丹波篠山市ホームページ、SNS、消防車両による広報、丹波篠山デカンショ防災ネットなどで周知します。

問い合わせ 消防本部警防課 ☎594-1118

火災予防条例改正に伴うお知らせ

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災では、甚大な被害が発生しました。

この火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるため、丹波篠山市火災予防条例が一部改正されました。

2 林野火災注意報の発令基準

発令は、1月から5月までの期間中、下記に該当した場合に発令します。ただし、降雨または降雪中の場合は適用しません。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
- ②乾燥注意報が発表された場合
- ③その他必要と認められる場合

4 発令対象区域

丹波篠山市内の山林、原野および山裾とします。区域の詳細は、森林計画図の区域とします。詳しくは以下二次元コードをご覧ください。



6 林野火災注意報・警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、林野火災警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方で、林野火災警報は『火の使用の制限』に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法第44条第18号で定められています。

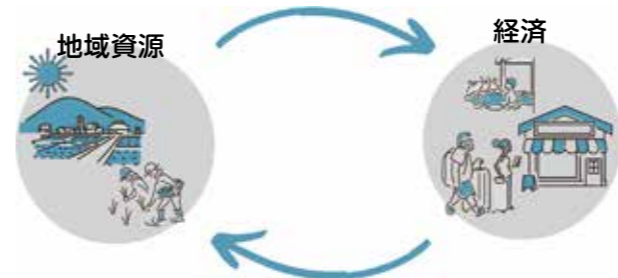


後期基本計画の重点施策(シンボルプロジェクト)

持続可能な地域の実現をめざして、前期基本計画中ではとりわけ重点的に取り組む4本の柱をシンボルプロジェクトと位置付けて取り組んできました。後期基本計画においては、2025年に「日本の美しい農村、未来へ」をテーマに開催した丹波篠山国際博のレガシーを次世代へつないでいくため、引き続きこの4本を柱に、基本的な考え方を踏襲して、取り組んでいきます。

美しい農村を活かした循環型経済をつくる

- 自然エネルギー・再生可能エネルギーの活用
- 丹波篠山ブランドの維持・向上と継承

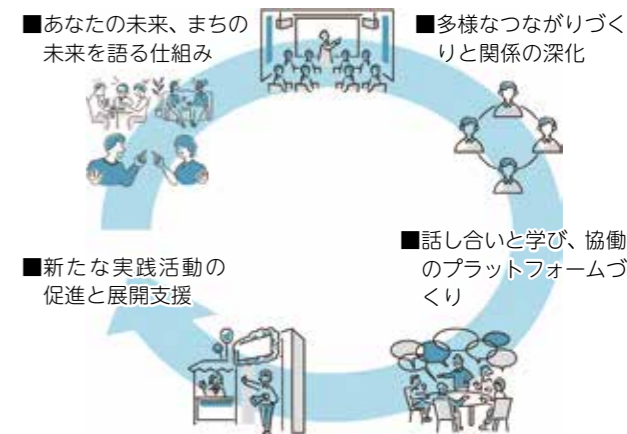


- 豊かな資源の強みを活かした滞在型の観光振興
- 良好な自然環境、歴史資産、景観の保全と活用
- 豊かな資源を活用した起業・継業の促進

- これまで守ってきたものを上手に、持続的に活用して経済につなげる仕組みをつくる
- 地域資源と経済をうまく循環させ、夢を実現する共生の暮らし方をめざす

美しい農村のまちづくり人財をはぐくむ

- 様々な主体の挑戦を支援



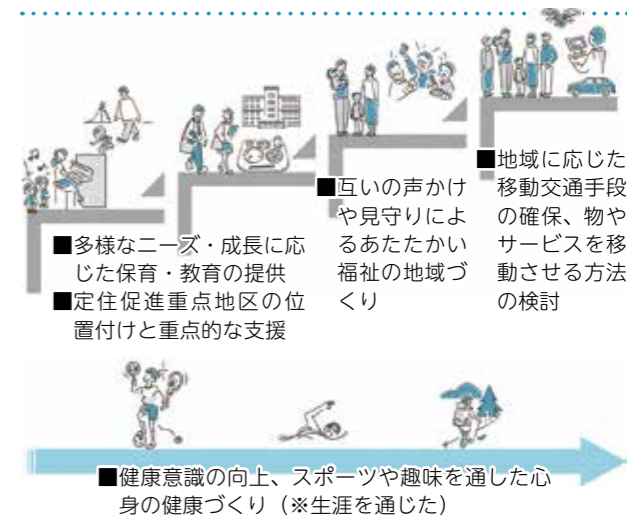
- これからも地域の活力を高めるためには、新たな人たちの活動が大切。様々な立場の人々が活躍できるよう寛容な雰囲気や醸成や応援する土壌をつくる

美しい農村を支える基盤をつくる



- 隣接する地域や市外の団体等とのネットワークを結ぶなど変化に順応する必要がある
- 市西部・東部ともに、それぞれの特徴を活かしたバランスの良いまちづくりを進める

美しい農村でのあたたかい暮らしを守る



- ここで暮らす人も出身者や応援する人たちも、もちろん若いも若きも、みんなで私たちの日々の営みや安心の暮らし、そして地域を未来につながる取り組みを続ける

※次号で「第3次丹波篠山市総合計画後期基本計画」の概要をお知らせします。